

平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）会議録（第5日）

平成22年12月17日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第56号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第57号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第59号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第60号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第61号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第62号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 発議第2号 太子町議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について
- 12 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
- 3 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 4 議案第56号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 5 議案第57号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第59号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第60号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第61号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第62号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 発議第2号 太子町議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について
- 12 発議第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子

10番 北川嘉明
12番 上田富夫
14番 桜井公晴
16番 佐野芳彦

11番 熊谷直行
13番 村田興亞
15番 中井政喜

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 上田眞也
書記 森本麻友

書記 木村和義

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘
教育長 寺田寛文
生活福祉部長 丸尾満
教育次長 西村隆志

副町長 八幡儀則
総務部長 村瀬学
経済建設部長 山本武志
財政課長 香田大然

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成22年第6回太子町議会定例会におそいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

福祉文教常任委員会委員長花畑奈知子議員の辞任が12月10日の委員会で許可されました。よって、委員会条例第8条第2項の規定により新たに委員長を互選した結果、委員長に井川芳昭議員、副委員長に橋本恭子議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に

ついて

○議長(佐野芳彦) 日程第2、議案第63号太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第63号。付託年月日、平成22年12月8日。件名、太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年12月9日木曜日午前10時から午後4時17分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、太子町行政手続等における情報通信の技術に関する条例第8条、第2条第2号並びに同条例施行規則第2条第2項、第3条、第4条第4項、第5項、第6条、第7条について質疑並びに答弁があ

った。この条例によるトラブルの有無、また e-Tax と eLTAX の違い、企業経営者の高齢化によりパソコンによる固定資産（償却資産）や法人町民税の申告を電子申請するのは難しいと思うという意見や、この eLTAX による電子申請の方法を親切に指導してもらいたい、また、この電子申請により企業のコスト削減につながるのではないかな等の質疑に対し、当局側は、先行実施している団体からのトラブルの情報はない、e-Tax は個人の確定申告、eLTAX は法人の償却資産の違いがある。また、eLTAX の使用についてはチラシを作成して各法人に知らせることにしている。そして、コスト削減になると考えているとの答弁があった。委員協議を行い、以下の意見を付することにした。電子申告による行政手続がスムーズに運用できるよう、希望する利用者に対して丁寧に説明すること、また電子申告できるようになった内容は、町民に広く PR し周知徹底すること。(2) 審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第63号は委員長の報告のとおり可

決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 議案第64号 石海保育所の 指定管理者の指定について

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託した案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第64号。付託年月日、平成22年12月8日。件名、石海保育所の指定管理者の指定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年12月10日金曜日午前10時8分から午後1時59分。3、審査経過及び結果、1、審査経過、石海保育所は平成18年より指定管理にされ、今回期限を迎えてさらに1年延長ということである。24年度から民営化に移行したいので、延長期間が1年のみであるとの説明もあった。今回の申し出は明和福祉会と町のどちらが提案されたかとの質疑に対しては、指定の期限は平成23年3月で切れ、社会福祉課としては保育の継続がぜひとも必要であるので、引き続き可能かどうかを明和福祉会へ打診したところ、協力させていただくとの返事をいただいたとの答弁であった。また、指定期間は平成22年3月末で4年7カ月になる。詳細については、正式に指定管理の議決をいただいてから今後詰めていくが、現在結んでいる協定で今までに問題がないので、それを土台にして協議したいと考えているとの答弁であった。次に、新たに民間の方を探すのではな

く、ここと既に交渉しているということか、そういうことになったら民間でやってもらえるかという話をされているということであるのかとの質疑に対しては、民営化を24年度以降と見据え、具体的な件は今後検討するということである。保育所の運営に当たり公募も一つの案としては考えているとの答弁であった。また、公募するなら公募、現在しているところに指定管理が終わった後も引き続きしてもらえるのかと打診をしているかとの質疑に対しては、今回指定期間が切れるため、引き続き次期の指定管理をお願いするが、ただ、民営化をにらんでいるので、期間は1年であると確認している。現在の状況から見て公募も視野に入れて今後も検討したいと思っている。明和福祉会へはまたお願いしたいということは言っていないとの答弁であった。そのほか、民間にお願いした場合と今のまま指定管理でお願いしたのとでは町としてどれぐらいの負担の差があるのかとの質疑に対しては、石海保育所を民営化すると、概算で1年間に約3,000万円が国、県の負担となり、その分町の財政が助かるということである。保育という性質上、保育士の専門性、技術力が問われるので期間を限定することや、指定管理者の交代があれば中・長期の姿勢に立った人材育成がなかなかできにくいとの答弁であった。さらに、完全民営のほうが経営者にとってやりやすいのではないかと、また保育を受ける子供たちにとってよいのではないかと質疑に対しては、来年の3月31日に指定期間が切れたと同時に相手を探すことはできないので、今回意向を確認してから提案させていただいている。太子町では、現在明和さんと二葉さんの2園しかない。その中で公募として別のところを入れていくのがいいのかも慎重に考えないといけないということで1年の延期をさせていただきたいとの答弁であった。具体的にどのような問題点があり、指定管理をやめて民間へ委託しようとしているのかとの質疑に対しては、特に保育は専門性が問われる業務であるので、短い期間で管理者が

交代することは一般的に問題であるとの答弁であった。また、民営化する場合は長期的にお願いすると聞こえるが、それでよいかとの質疑に対しては、完全民営ということであればそういうことであるとの答弁であった。(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井川芳昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はただいま委員長報告がありますように、そのとおりの報告を伺っておりますけれども、これからの保育の問題については既に本町の議会でも意見書を議決しておりますように、今後の保育に係る保育条件をより緩めて質の低下を来すようなことになる可能性は大であります。施設面も経費面もありますが、今後の国の動き、県の動き、そういうものを見てまいりますと、一括交付金か、あるいは一般財源化という名のもとにそれぞれの保育行政やら福祉行政を切り下げてくる。市町に任せる。こういうような形になってまいりますと、それぞれの自治体ごとに大きな差が生じるような保育にも差が生じる、福祉にも差が生じる、そういうことになってまいります。そのようなことを前提としたこの指定管理の指定っていうのは、前提としないならば、それはこれまでに指定管理してるわけですからいいですけども、これを前提としたようなことについては私は反対であります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の

発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第56号 平成22年度 兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第56号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件では、前のときにもただしてまいりましたし、絶えず言っていることなんでしょうが、今回国との関係で子宮頸がんとか、その他のワクチンの接種を行うと、こういう形になりましたが、今の国家予算が審議されたり、今後してくるわけがありますが、本町においては少なくともこれらの予防接種を継続をすると。国が県がどうであろうと、太子町住民の医療、予防という立場から継続をするということが一番大事だと思いますので、その点について再度町の姿勢をただしておきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ワクチンの継続についてのお尋ねでございますが、町の姿

勢を今問われましたんですが、やはりある一時期だけに限って接種ということについては通常そういったことはしにくいといえますか、やはりワクチンとして接種を始めたんですから、そういった意味で23年度限りといったことについては、今のところそれでおしまいということについては考えておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第57号 平成22年度 兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第57号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第58号 平成22年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計補正予算(第2号)**

○議長(佐野芳彦) 日程第6、議案第58号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第7 議案第59号 平成22年度
兵庫県太子町後期高齢者医療
特別会計補正予算(第2号)**

○議長(佐野芳彦) 日程第7、議案第59号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第60号 平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算(第2号)**

○議長(佐野芳彦) 日程第8、議案第60号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。

経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 12月8日の本会議におきまして上田議員より報告を求められておりました負担金を納めていますが、まだ工事の行われていない件数等についてのお尋ねでございますが、件数等については非常に件数莫大な数になりまして、調査につきましては数カ月を要するというので、その件についてはご容赦をいただきたいというように思います。

また、受益者負担金としていただいておりますお金の使途でございますけども、これにつきましては面整備に伴います本管、支管等建設費等に歳入のありました当該年度で充当をさせていただいております。

以上です。

○議長(佐野芳彦) 質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今の部長の答弁は。

○議長（佐野芳彦） 桜井議員、3回終わっています。

（桜井公晴議員「これ終わったんかいな。済いまへんな、もう」の声あり）  
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第61号 平成22年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第61号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第62号 平成22年度  
兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第10、議案第62号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、12月8日に続いて質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時23分）

（再開 午前10時27分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 発議第2号 太子町議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第11、発議第2号太子町議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 それでは、発議第2号についての提案の説明をいたします。

太子町議会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、本来は次の第3号との関連にして説明をしようかと思ったんですけれども、全協の中で別件に出るとんやから別にしたほうがいいだろうということですので、そういう説明をいたしますけれども、若干ここに理由として、太子町議会は地方分権時代においての議会改革に取り組んできた。その一つが議会政務調査費の整理であると。報酬と一本化することにして本条例を廃止するということについて、全協の中で報酬と一本化することとは、逆に言うとも報酬の引き上げになるんじゃないかというようなご意見もありました。それは文章で言えばそのとおりなんですけれども、本来は報酬とか、それから政務調査費とか委員長手当とか、そういうものが非常に不透明な中で存在するということですので、一本化することによって透明性の確保ができるんじゃないかということで、こういうことで提案したわけなんですけれども、何でもやりたくないことについてはいちゃもんをつけるというとおかしいんですけれども、やりたくないことについてはこういう意見が出るのかなと私は感じたわけでございます。

廃止をするということについては、私は月額5,000円の額が多いか少ないかということになると、これは一概に言えませんけれども、しかし本当に政務調査をするために5,000円を有効に使われとるかどうかなんてのは甚だ疑問なんです。ちなみに、これ平成18年度の常任委員会の審査時間の実績表を私はちょっと分析してみたんですよ。そうすると、総務委員会では年間11.5時間、これで

年間8回やっとなるわけですね、所管も含めて、付託と両方で8回やっとなるんです。そうすると、割りますと1日1.4時間で、福祉は4.8時間、経済建設は2.69時間です。これで政務調査費使うとんですよ。何が政務調査、どこがやってきたんやと思いますね、私は。審査の時間が長いかな短いかは、それはそれぞれのの中身によりますけれども、私はこういう政務調査費をどういう使い方をしとんかなということも調査しました。そうすると、およそ政務調査費となじまんような支出がかなり見受けられます。私は公開に耐えんのと違うかと思いますよ。あれ全部公開したらどうなると思いませんか。だから、こういう抜け道というたらおかしいんですけれども、不正ができるようなシステムはやめたほうがええと、私はそう思うんですよ。悪いことはする者が悪いんですよ。それはする者が一番悪いわ。だけど、させるようなそういうシステムというか、そういう環境をつくつとうほうも責任はあるわけです。ですから、そういう面において私はこの政務調査費は廃止したほうがいいと思います。

以上、提案理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されま

した。

～～～～～～～～～～

**日程第 1 2 発議第 3 号 議会の議員の
議員報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第12、発議第3号
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明
を求めます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 発議第3号の説明をしたい
と思います。

地方議会で改革がいよいよ地方自治法の改
正とあわせて実勢と事実性が求められ、立法
活動の活性化に向かって議会の中の問題の整
理が言われております。議員の身分について
も全協とか代表者会議等は公式な会議に位置
づけられ、議員の報酬についても独自の議員
報酬という用語が使われております。しか
し、中身は現行とは変わっているわけではご
ざいませぬ。議会の環境が社会の大きな変化
についていっていないというのが今の現状で
はないかと思います。

今回の報酬の問題につきましても、平成9
年ごろに働き盛りの40歳の男性が中小企業で
働いていても平均で年収約500万円を得てお
りましたが、それが平成21年には412万円と
減収になっております。これは国が統計をと
っております、この統計表から私が抜粋をし
てみたものであります。すべてにおいて約
10%から十七、八%の減収というのが実態で
ございます。

一方、議員はといいますと、その平成9年
ごろからいいますと、もうかなり増収になっ
ております。したがって、発議第3号の議会
の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてとい

う今回こういうことで出させていただきました
のは、まず平成19年度の議会の事務事業改
革検討項目に議員の報酬と政務調査費のあり
方について議題には上がっておりますが、い
まだに結論が出ておりません。報酬につきま
しては研究会を2年にわたって重ねて開き、
アンケート調査も行ってきました。しかる
に、今日に至るまで結論が出せないばかり
か、そもそも報酬とは、私は辞書を引いてみ
たんですよ。そうすると、報酬とは労働や骨
折り賃または物品の使用の対価として給付さ
れる金銭や物品であります。これが社会の常
識であると我々が認識すべきではないかと思
います。しかるに、議員手当は、私は報酬と
いう言葉に法的にはなるほど議員報酬の中に
期末手当という言葉も支給できると。報酬は
しなければならないですけれども、期末手
当は出すことができるという、こういう解釈な
んですよ。ところが、太子町では委員長手当と称
するようなわけのわからんような金はやっぱ
り出とんです。これ長年放置してきたわけ
ですね、ずっと前から委員長手当って。だれも
指摘もしてないし、だれも変えようとしなか
った。これで果たしていいんだろうかと。私
は住民の皆さんはこのことについてどのよう
に受け取られるだろうかということを思うと
きに非常に心配をいたします。

戦前は、地方議員は名誉職でありまして、
無報酬でありました。戦後は、だれでも議員
になれるようになったおかげといいますか、
なったので、報酬が出るように変わりました。
それがいつの間にか月給のようになり、
ボーナスまで支給され、さらに不当に手当も
支給し、いつのころからか太子町でも政務調
査費と称するものも支給されるようになった
のでございます。

議員の報酬は、かように不可解で不透明で
あります。議員は本来ボランティアである。
いや、そうでなしに、報酬をもらって、しか
も成果主義で報酬は出すべきやと。また、い
や日当制のほうがいいと、あるいは人によっ

ては、いや議員は町長の半分ぐらいな仕事をしとんやから町長の半分の月給でええんと違うかという方もいらっしゃると思います。

私は報酬は住民のレベルに合わせるべきやと思います。そして、あくまでも透明であること、しかも議員の成果は役所の追認機関でなしに議決についてはみずからがみずからの責任で行うというのが議員を成果するためには一番大事な基準ではないかと思います。

今回の改正では、現行では年額議員の報酬は439万円、改正では420万円、月額35万円の12カ月の420万円、議長は480万円というような改正になりますが、これは非常にだれが見てもすっきりします。町民にも非常に透明性があると思います。これだけですと。議員は一体幾ら報酬もらっとるのやと言われたときに月額35万円ですと。それ以外何にもありませんという説明が私はでき、それが住民の皆さんの正しく議員の報酬を理解していただく一番早道やないかと思います。

それと、この施行については、23年4月1日よりといたしたいと思います。

以上、説明不足の点はあろうかと思いますが、太子町発展のため、議会の改革を行うため、ぜひご賛同をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 このたびの議員提案でされてます議員報酬あるいは費用弁償、期末手当を議員報酬及び費用弁償に改めるということで、第2条中の議員の場合、現行27万1,000円と期末手当等が出てるわけですけど、これを今度月額の35万円に改めると、こういうことでございますけど、先ほど趣旨説明の中に若干はありましたけど、具体的に今度35万円にした場合に町民、住民にわかりやすくこういうように改定した場合にはこれだけの現行との差があるということがはっきり

うたえてやっぱりアピールしなければならぬと思いますけど、その辺についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 ちょっとその計算をしておりますので、休憩していただけます。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前10時49分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 議員の場合、現在439万9,000円、約ですよ、はしたはわかりません、約439万9,000円で、今度は420万円。これははっきりしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（佐野芳彦） 挙手少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

~~~~~

### 日程第13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

**○議長（佐野芳彦）** 日程第13、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第

75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時50分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月3日の招集以来、本日までの15日間でしたが、この間議員各位には各会計の補正予算を初め、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、ここにそのご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、町長及び町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。

最後に、本年もあとわずかとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康にご留意いただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられ、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日に開会された今期定例町議会におきましては、予算、条例等各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜り、ご議決いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

また、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいり所存でありますので、町行政に対しまして一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、年の瀬も間近に迫ってまいりましたが、議員各位におかれましてはご健勝に十分ご留意いただき、ともに健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことをご祈念いたしまして、定例町議会の閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 中 井 政 喜

署名 議員 井 川 芳 昭